いじめの対応マニュアル

・保護者・生徒より
・「生活アンケート」等による把握

いじめ発生

教職員による
いじめの予兆発見

【学校・教職員】
校長（教頭）に報告
校長（教頭）が判断・指示

関係機関
教育委会等

連絡

助言

事実の正確な把握
(担任・生徒指導)
・当該生徒と周囲の生徒
・関係職員から情報収集
・保護者等

いじめ防止対策委員会

＜校　内＞
校長・教頭・生徒指導・生徒会担当・関係学級担任等
＜校　外＞
警察署・(SC) 等
○状況を把握・調査　○指導方針の決定　○チェックリストの作成　○年間指導計画の検討
○取り組みの評価検討　○重大事態の対応　○校内研修企画検討

連携

校内組織
職員会・校内支援委員会等

保護者・地域・関係機関
PTA・開かれた学校づくり推進委員会
警察署　等

当該児童への対応
いじめ防止対策委員会のメンバー

当該児童の保護者への対応
いじめ防止対策委員会のメンバー

いじめ防止対策委員会で指導後の状況把握と今後の方針を作成する

職員会議で状況説明・方針の周知
・状況説明と共通理解
・指導後の状況把握

学年生徒（全校生徒）への対応
説明・指導

該当生徒学年の保護者
（全生徒保護者）への対応
学年懇談（保護者総会）等
＜説明・方針・報告・協力依頼＞

対応の結果と分析

再発防止策の検討と今後の具体的方針の決定

「いじめの定義」

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2　この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3　この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4　この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

いじめに関する共通認識

・個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つ
・心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める
・当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する
・外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極める
・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。